

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○令和二年度分の固定資産税に係る帳簿の縦覧……

……（主税局資産税部固定資産評価課）……

○特定商取引に関する法律による行政処分（四件）……

……（生活文化局消費生活部取引指導課）……

○宅地建物取引業法第六十七条による告示……

……（住宅政策本部住宅企画部不動産業課）……

### 公告

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……

……（環境局総務部環境政策課）……

## 告示

### ●東京都告示第三百一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十六  
条第一項の規定により、令和二年度分の固定資産税に係  
る帳簿を、次のとおり当該固定資産の所在する区を所管す  
る都税事務所において納税者の縦覧に供する。

令和二年三月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 縦覧に供する帳簿の名称

(一) 土地価格等縦覧帳簿  
(二) 家屋価格等縦覧帳簿

### 二 縦覧期間

令和二年四月一日から同年六月三十日まで。ただし、  
日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和  
二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

### 三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

### 四 縦覧場所

東京都千代田都税事務所

千代田区内神田二丁目一  
番十二号

同 中央都税事務所

中央区入船一丁目八番二  
号

同 港都税事務所

港区麻布台三丁目五番六  
号

同 新宿都税事務所

新宿区西新宿七丁目五番  
八号

同 文京都税事務所

文京区春日一丁目十六番  
二一十一号

同 台東都税事務所

台東区雷門一丁目六番一  
号

同 墨田都税事務所

墨田区業平一丁目七番四  
号

同 江東都税事務所

江東区大島三丁目一番三  
号

同 品川都税事務所

品川区広町二丁目一番三  
十号

同 目黒都税事務所

目黒区上目黒二丁目十九  
番十五号

同 大田都税事務所

大田区西蒲田七丁目十一  
番一号

同 世田谷都税事務所

世田谷区若林四丁目二十  
二番十三号

同 渋谷都税事務所

渋谷区恵比寿四丁目二十  
番三三号 恵比寿ガーデン  
プレイスタワー七階

同 中野都税事務所

中野区中野四丁目六番十  
五号

同 杉並都税事務所

杉並区成田東五丁目三十九  
番十一号

同 豊島都税事務所

豊島区西池袋一丁目十七  
番一号

同 北都税事務所

北区中十条一丁目七番八  
号

同 荒川都税事務所

荒川区西日暮里二丁目二十  
五番一六〇一号

同 板橋都税事務所

板橋区大山東町四十四番  
八号

同 練馬都税事務所

練馬区豊玉北六丁目十三  
番十号

同 足立都税事務所

足立区西新井栄町二丁目八  
番十五号

同 葛飾都税事務所

葛飾区立石五丁目十三番  
一号

同 江戸川都税事務所

江戸川区中央四丁目二十四  
番十九号

### ●東京都告示第三百二号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）  
以下「法」という。）第十四条第一項及び第十五条第一項  
の規定による行政処分について、法第十四条第三項及び第  
十五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十一日

東京都知事 小池 百合子

### 一 被処分者

(一) 名称 オルネスホールディング株式会社

(二) 代表者氏名 小杉 諭史

(三) 主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂六丁目十六番五号

二 処分年月日 令和元年十二月二十六日  
 三 処分の内容

(一) 業務停止命令

令和元年十二月二十七日から令和二年九月二十六日までの間(九箇月間)法第二条第二項に規定する通信販売に係る次の行為を停止する。  
 ア 役務の提供条件について広告を行うこと。  
 イ 役務提供契約の申込みを受けること。  
 ウ 役務提供契約を締結すること。

(二) 指示

ア 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証すること。  
 イ 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築すること。  
 四 適用条項 法第十四条第一項及び第十五条第一項

●東京都告示第三百三三号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。(第十五条の二第二項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十一日

- 東京都知事 小池 百合子
- 一 被処分者 小杉 諭史  
 二 処分年月日 令和元年十二月二十六日  
 三 処分の内容

令和元年十二月二十七日から令和二年九月二十六日まで

での間(九箇月間)法第二条第二項に規定する通信販売に係る次の行為を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

- (一) 役務の提供条件について広告を行うこと。  
 (二) 役務提供契約の申込みを受けること。  
 (三) 役務提供契約を締結すること。

四 適用条項 法第十五条の二第二項

●東京都告示第三百四号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。(第十四条第一項、第十五条第一項、第二十二條第一項及び第二十三條第一項の規定による行政処分について、法第十四条第三項、第十五条第三項、第二十二條第二項及び第二十三條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十一日

- 東京都知事 小池 百合子
- 一 被処分者 株式会社WAVE  
 (一) 名称  
 (二) 代表者氏名 長尾 豊  
 (三) 主たる事務 新宿区高田馬場四丁目三十七番十一三  
 所の所在地 ○一号

- 二 処分年月日 令和二年一月二十一日  
 三 処分の内容

(一) 業務停止命令

令和二年一月二十二日から同年四月二十一日までの間(三箇月間)法第二条第二項に規定する通信販売に

係る次の行為を停止する。  
 ア 商品の販売条件及び役務提供条件について広告すること。

- イ 売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。  
 ウ 売買契約及び役務提供契約を締結すること。  
 令和二年一月二十二日から同年七月二十一日までの間(六箇月間)法第二条第三項に規定する電話勧誘販売に係る次の行為を停止する。

- ア 役務提供契約の締結について勧誘すること。  
 イ 役務提供契約の申込みを受けること。  
 ウ 役務提供契約を締結すること。

(二) 指示

業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。

四 適用条項 法第十四条第一項、第十五条第一項、第二十二條第一項及び第二十三條第一項

●東京都告示第三百五号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。(第十五条の二第一項及び第二十三條の二第一項の規定による行政処分について、法第十五条の二第二項及び第二十三條の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月十一日

- 東京都知事 小池 百合子
- 一 被処分者 長尾 豊

二 処分年月日 令和二年一月二十一日  
三 処分の内容

(一) 令和二年一月二十二日から同年四月二十一日までの間(三箇月間) 法第二条第二項に規定する通信販売に係る次の行為を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。  
ア 商品の販売条件及び役員提供条件について広告すること。

イ 売買契約及び役員提供契約の申込みを受けること。  
ウ 売買契約及び役員提供契約を締結すること。

(二) 令和二年一月二十二日から同年七月二十一日までの間(六箇月間) 法第二条第三項に規定する電話勧誘販売に係る次の行為を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

ア 役員提供契約の締結について勧誘すること。  
イ 役員提供契約の申込みを受けること。  
ウ 役員提供契約を締結すること。

四 適用条項 法第十五条の二第一項及び第二十三条の二第一項

●東京都告示第三百六号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条

第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和二年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

商号 代表者氏名 主たる事務所の所在地 免許証番号 免許年月日

レミー株式会社 代表取締役 牛 峰 千代田区神田和泉町一番地六の二 六六号 平成二十八年八月十日

ABC不動産株式会社 代表取締役 鈴木 敏博 豊島区北大塚二丁目八番十号 東京都知事(1)第九九六二四号 平成二十八年八月十六日

株式会社 Air Style 代表取締役 緒方 会理 中野区中野四丁目一番一号中野サンプラザ九階 東京都知事(1)第一〇〇八一五号 平成二十九年七月七日

株式会社 ジー・ゲート 代表取締役 佐藤 宏明 千代田区紀尾井町一番十一号 東京都知事(3)第八八八九七号 平成三十年二月二十二日

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京駅前八重洲一丁目東A地区市街地再開発準備組合 理事長 タカラ不動産株式会社 代表取締役 真部 清一

中央区八重洲一丁目九番九号 東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合 理事長 加藤 一男

中央区八重洲一丁目七番十三号 対象事業の名称

東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業

二 工事着手の予定年月日 令和二年四月一日

三 工事完了の予定年月日 令和七年三月三十一日

四 届出日 令和二年二月二十五日

五 届出日

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

